

## 川崎市幸区役所埋火葬許可業務等非常勤嘱託員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平成5年3月8日付け4川総雇第74号総務局長通知別紙「川崎市非常勤嘱託員に関する要領」に基づき、川崎市幸区役所庁舎管理等業務の委託に伴い埋火葬許可業務等を行う非常勤嘱託員の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 本要綱に定める非常勤嘱託員は、本市が委託する「川崎市幸区役所庁舎管理等業務委託（以下「業務委託」という。）」の業務従事者（以下「業務従事者」という。）が第3条に定める職務を行うにあたって、地方公務員法第3条第3項第3号に規定されている職員（以下「嘱託員」という。）としての身分を有するものとする。

### (職名)

第3条 嘱託員の職名は埋火葬許可業務等非常勤嘱託員とする。

### (職務)

第4条 嘱託員は、次の職務に従事する。

- (1) 埋火葬許可証の発行に関すること
- (2) 戸籍届関係書類の受領に関すること
- (3) その他、区長が命じたこと

### (定数)

第5条 川崎市幸区役所における嘱託員の定数は、7名以内とする。

### (任用)

第6条 嘱託員は、まちづくり推進部長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、1年以内とする。

(任用条件の明示)

第7条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第8条 嘱託員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき

(解職)

第9条 嘱託員は次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき

(服務義務)

第10条 嘱託員は、指定された職務に専念しなければならない。

2 嘱託員は、職務の遂行にあたっては法令等を遵守しなければならない。

3 嘱託員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

4 嘱託員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(服務管理)

第 1 1 条 総務課長は、嘱託員の職務に遂行に係る勤務状況を把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 区長は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第 1 2 条 嘱託員の勤務日は、業務委託の受託者が定める勤務日と同様とする。

2 嘱託員の勤務時間は、第 4 条に定める職務に従事する時間とする。

(報酬)

第 1 3 条 嘱託員には、報酬（月額 1、000 円）を支給する。

2 報酬の支給方法は正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の報酬)

第 1 4 条 嘱託員が、月の中途において任用された場合の当該月の報酬の額は、500 円とする。

2 嘱託員が、月の中途において退職した場合の当該月の報酬の額は 500 円とする。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。